



青色だより

第 147 号 2022年(令和 4 年) 1 月 1 日

発行所	一般社団法人 大和青色申告会
事務局	大和市桜森 2-3-9 (クリオ相模大塚 1F) TEL 046 (262) 5111 FAX 046 (262) 5113
発行人	吉川 精一
編集人	川島 好三

謹賀新年



北海道・札幌市円山動物園



会長
吉川 精一

新年のご挨拶

新年あけましておめでとございます。

令和 4 年の年頭にあたり、会員の皆様に謹んでご挨拶申し上げます。

昨年は大変厳しい 1 年でありました。新型コロナウイルス感染症の波が幾度か到来し、そのたびに緊急事態宣言が発出または延長され、経済活動は停滞しました。医療従事者の方々のご努力にもかかわらず、医療体制は崩壊し、入院できるまで自宅療養するしかない方もいらっしゃいました。8 月中旬以降から感染者数が減少し始め、ワクチン接種も進み、9 月末で緊急事態宣言は解除されました。飲食店への制限が緩和され、

観光地などへの人も増加し、経済活動はようやく回復の兆しが見られるようになりましたが、新たな変異株が発見されたことで第 6 波の到来が懸念されます。今なお収束がみえないコロナ禍、油断ならない状況が続いております。

さて、当会におきましても、昨年はコロナ禍の影響でほとんどの行事を中止いたしました。また、事務局の業務時間短縮、相談の予約制など、会員の皆様にはご不便をおかけいたしました。ご理解とご協力を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。

また、租税教育推進活動の一環として、納税貯蓄組合が国税庁と共同で募集する、中学生の「税についての作文」におきましても、例年ですと厳正なる審査で選出した作文を、表彰式を執り行い表彰するので、参加者および関係者の健康・安全面を考慮した結果、表彰式は 2 年連続の中止となり、大和税務署をはじめとする行政機関と当会を含む協力団体は、表彰状を個別に贈呈することにいたしました。この場をお借りし、1064 編の作文をご応募いただきました大和税務署管内 4 市 18 校の皆様にお礼申し上げます。また、表彰された皆様には、お祝いとお慶びを申し上げます。

ほとんどの行事が中止または縮小される中、明るい話題もありました。青年部が毎年おこなっている献血活動では、過去最高の献血

数を残すことができました。女性部は、今までおこなってきたチャリティバザー売上金の寄付が評価され、海老名市の市制施行 50 周年記念式典におきまして感謝状をいただきました。女性部・青年部ともに今後ますますの躍進を期待します。

そして、年が明けますとすぐに確定申告が始まります。昨年同様、感染症対策を徹底し、予約制で確定申告書のとりまとめをおこないますが、今年は確定申告期限の延長はないようです。予約枠にも限りがございますので、記帳や決算などをご不明な点は、確定申告が始まる前にご相談いただくなど、業務効率アップにご協力をお願い申し上げます。

青色申告会を利用される方が最も多くなるこの時期、e-Tax の普及と、キャッシュレス納付の周知・普及に取り組みとともに、大和税務署との連携を図りながら、会勢拡大にも取り組んでまいります。会員の皆様におかれましては、マイナンバーカードの取得、会計ソフト「ブルーリタイン A」の導入など、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本年も会員皆様にとって良い年でありますよう心から祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで初春のご挨拶を申し上げます



大和税務署長
富山 健

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

令和4年の年頭に当たり、一般社団法人大和青色申告会の皆様には謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、吉川会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特に、コロナ禍による厳しい状況にもかかわらず、記帳確認指導会や税務研修会を開催され、納税者の適正申告に貢献いただくとともに、租税教室開催へのご協力のほか、青年部による街頭献血や確定申告期の広報車での広報活動など、納税道義の高揚と青色申告制度の普及にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

まもなく、令和3年分の確定申告期を迎えます。毎年、大和青色申告会の皆様には、青色コーナーにおいて、確定申告事務の円滑な運営に多大なるご支援とご協力をいただいております。深く感謝申し上げます。本年も引き続きご支援を賜りますとともに、マイナンバーカードを利用したe-Taxの更なる利用促進及び期限内納付に、より一層の努力添えをいただきますようお願い申し上げます。



結びに当たり、一般社団法人大和青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

一般社団法人 大和青色申告会



【顧問】

遠藤 伸彰
曾根壽太郎

【理事】

吉川 精一(会長)
堀田 勝彦(副会長)
大矢 勝彦(副会長)
石井 茂(副会長)
谷川 元彦(副会長)
二見 宣長(副会長)
岩崎 清昭
長岡 巨知
竹内 弘
山村美伎男
柴田 茂
下田 兼義
大原 静男
矢澤 富夫
西海 正美
松尾寿美子
伴 勝義
川島 好三
八木 隆行
佐々木達也
鈴木美代子
陳 勝



【監事】

横山 房司
千葉 斉
松尾 誠一

【支部長】

中村 京子(中央林間東)
宮道 岑雄(中央林間西)
佐藤 忠子(下鶴間)
古木 富美(下鶴間北)
矢内 弘子(南林間北)
松岡 純二(南林間西)
田向 琳子(南林間)
笹本 恵子(南林間南)
石井 勇(林間東)
吉野 弘勝(西鶴間)
大澤 一郎(西鶴間第1)
本間 直子(西鶴間若草)
佐藤 範彦(鶴間)
平塚 恵一(草柳南)
古谷田秋美(草柳西)
山形 妙子(中央1)
向笠三津雄(大和東第1)
渡辺 隆敏(大和東第2)
一部富士男(大和南)
田邊 政道(桜ヶ丘第1)
国兼 泰信(桜ヶ丘第2)
鶴田 幸夫(福田第1)
増 正之(福田第2)
仲戸川誠一(渋谷東)
保田 豊(渋谷南第1)
一之瀬義康(座間)
齊藤 一則(入谷第1)
福田 亮(入谷第2)
京免 康彦(栗原第2)

手川 薫(栗原第3)
早坂 長蔵(相武台第1)
堀 丈夫(相武台第2)
富田 清一(相模が丘第1)
関口 吉三(相模が丘第2)
矢板 文平(小松原)

外堀 伸一(柏ヶ谷第2)
窪田 照雄(柏ヶ谷第3)
重田 勉(国分第1)
飯田 覚(国分第2)
岩野 亮(上今泉)
池田 裕司(大谷・勝瀬)
松本 進(浜田・国分寺台)
寺谷 進(海老名第4)
金子 孝(中新田・さつき)
須藤 則男(杉久保・上河内)
猪熊 克行(本郷・中河内)
時任 勝美(今里・社家)
柏木 敏男(中野・門沢橋)
渡井 賢次(上土棚)
山添 宏征(中村)
高橋 茂(上深谷)
長沼 邦紘(綾北)
新家 清(寺尾北)
矢部 貴洋(早園)
村田 裕司(大和農業)
曾根 寿英(座間農業)
井上 勝(海老名農業)
田地川和男(綾瀬農業)
齊木 稔(大和歯科医師)
鈴木 正和(税理士)

大和青色申告会での 確定申告書のとりまとめ

当会では右記の期間、会員様の決算書作成をお手伝いし、さらに確定申告書をとりまとめて大和税務署へ一括提出いたします。事務局またはお近くの出張会場へお早めにご提出ください。

相談指導会の日程等につきましては、既に発送しております「会員証」をご覧ください。



所得税 1月19日(水)～
3月15日(火)

消費税 1月19日(水)～
3月31日(木)

■ 「会員証」をご持参ください

相談・指導につきましては、正会員と準会員の方に限らせていただいております。決算相談・指導会へお越しの際には、会員証をご提示ください。



会員の皆様への
お願い

■ 相談・指導は「予約制」です また「1回40分」を上限とさせていただきます

相談・指導は、予約された方を優先いたしますので、順番が前後する場合がございます。また、相談・指導が時間内に終了しない場合は、再度受付してお待ちいただくこととなります。あしからずご了承ください。

■ 「早期提出」にご協力ください

確定申告書はできるだけ早期に事務局、もしくはお近くの出張会場へご提出ください。確定申告期後半の会場混雑緩和にご協力お願いいたします。

■ 確定申告をする方の「電子証明書」で「e-Tax」のご利用を

納税者ご本人の「電子証明書」でe-Taxをご利用される場合は、事務局へお越しくください。

■ 申告書や申請書等には 「マイナンバーの記載」が必要です

納税者ご本人だけでなく、控除対象配偶者および扶養親族、事業専従者の方のマイナンバーも必要です。

当会ではマイナンバーの記載された書類をお預かりする際、「特定個人情報の取扱いに関する同意書」を提出していただくこととなります（過去に提出されている場合を除く）ので、ご理解ご協力のほどお願いいたします。



■ 「記帳確認」を受けられた方は「記帳確認済証明 発行券」を

昨年11月に「記帳確認」を受けられた方は、その際にお渡しした「記帳確認済証明発行券」を、決算相談・指導会へお越しの際にご持参ください。

ご持参された方には「記帳確認済証明」を発行いたします。また、確定申告書を税務署に直接提出される方は、大和税務署の「青色コーナー」においても「記帳確認済証明」を発行いたしますのでご利用ください。

電子帳簿 保存法

「電子取引の電子保存の義務化」 2年間の猶予

政府・与党は2022年1月に施行する電子帳簿保存法の電子取引の電磁的記録の保存について、2年の猶予期間を設けました。今後、通常国会へ関連する税制改正法案が提出され、成立する見込みです。

【12月10日決定した2022年度 与党税制改正大綱の要約】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間は、所轄税務署長が保存要件に従った電子保存をすることができなかつたことについて、やむを得ない事情があると認め、当該電磁的記録の出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合は、引き続き出力書面等での保存も容認する。なお、保存要件が困難な事業者の実情に配慮し、所轄税務署長への手続きを要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとする。

○ 令和3年分の 申告・納税の期限 及び 振替納税の 振替日 は、次のとおりです。

大和税務署からの
お知らせ

※振替納税のご利用（新規・変更）は手続きが必要です。

税 目	申告及び納税の期限	振替日
所得税 及び 復興特別所得税	令和4年3月15日（火）まで	令和4年4月21日（木）
（個人事業者の方の） 消費税及び地方消費税	令和4年3月31日（木）まで	令和4年4月26日（火）
贈与税	令和4年3月15日（火）まで	振替納税のご利用はできません

○ e-Tax申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からのe-Taxをご利用ください～

STEP
1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。

STEP
2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP
3

e-Taxで送信して提出

① マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード読取対応のスマートフォンかICカードリーダーをご用意ください。

② IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

さあ！ネットで申告



○ 所得税の確定申告で e-Tax をご利用いただく メリット

- 税務署に行かずに自宅から申告できます。（確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です）
※メンテナンス時間を除きます。
- 生命保険料控除証明書、寄附金受領証明書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。
※法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。
- 一定の要件のもと、最高65万円の青色申告特別控除が受けられます。
詳しくは国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）でご確認ください。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。



確定申告に当たっての注意点

(新型コロナウイルス感染症に関連する医療費控除の注意点)

● 医療費控除の対象となる医療費は、

① 医師等による診療や治療のために支払った費用

② 治療や療養に必要な医薬品の購入費用

などとされています。



Q 新型コロナウイルス感染症を予防するためにマスクを購入しましたが、この購入費用は確定申告において医療費控除の対象となりますか？



A 質問のマスクについては、病気の感染予防を目的に着用するものであり、その購入費用は上記①②のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象となりません。

Q 新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けましたが、この検査費用は確定申告において医療費控除の対象となりますか？



A 【医師等の判断によりPCR検査を受けた場合】

新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある方に対して行うPCR検査など、医師等の判断により受けたPCR検査の検査費用は、上記①②の費用に該当するため医療費控除の対象となります。

ただし、医療費控除の対象となる金額は自己負担部分に限りますので、公費負担により行われる部分の金額については医療費控除の対象とはなりません。

【自己の判断によりPCR検査を受けた場合】

単に感染していないことを明らかにする目的で受けるPCR検査など、自己の判断により受けたPCR検査の検査費用は上記①②のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象となりません。

ただし、PCR検査の結果「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合にはその検査は治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その場合の検査費用については医療費控除の対象となります。

※ 医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付してください。

医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができます。

なお、「医療費控除の明細書」の記載内容を確認するため、確定申告期限等から5年を経過する日までの間、医療費の領収書（医療費通知を添付したものを除きます。）の提示又は提出を求める場合があります。



Q

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合の取扱いについて教えてください。

また、この場合、いつから課税事業者となりますか？

今回も
インボイス制度
について



Q
&
A

A

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日（令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じることとなります。）から課税事業者となる経過措置が設けられています。

したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は登録日から課税事業者となり、登録を受けるにあたり課税選択届出書を提出する必要はありません。

なお、経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、登録日から課税事業者となり、基準期間の課税売上高にかかわらず登録日から課税期間の末日までの期間について消費税の申告が必要となります。

【例】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)



Q

インボイス制度開始後の一定期間、免税事業者等からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置について教えてください。

A

インボイス制度の下では、適格請求書発行事業以外からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始から一定期間は適格請求書発行事業以外からの課税仕入れであっても仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

経過措置を適用できる期間等は次のとおりです。

- ・令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%
- ・令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%

なお、この経過措置の適用を受けるためには、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

◆下記の日付につきましては、業務時間に変更がございます。会員の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

- 令和4年 1月17日 (月) 支部長会議 他
業務時間 8:45 ~ 11:00
- 令和4年 1月18日 (火) 指導員研修
業務時間 13:00 ~ 17:30
- 令和4年 5月27日 (金) 通常総会
業務時間 8:45 ~ 11:00



事務局からのお知らせ

◆確定申告期間中、下記の日付に限り休業日も業務をおこないます。

- 令和4年 2月20日 (日)
業務時間 8:45 ~ 17:30
- 令和4年 2月27日 (日)
業務時間 8:45 ~ 17:30
- 令和4年 3月12日 (土)
業務時間 8:45 ~ 12:00



女性部ニュース



部長 鈴木美代子

新年のご挨拶

新年、おめでとうございます。本年も相変わらず、よろしくお願ひ申し上げます。

昨年もコロナ禍、豪雨災害と多くの災難が見受けられました。特にコロナ禍では、リモートワークやテイクアウト、ネットショッピング

など、いろいろな業種において事業のやり方に変革が求められました。あまりの変わりように、世の中に残り残されていくような気持ちになっております。

女性部におきましても、全青色や神奈川県連では、ウェブ会議が導入され、電車などを乗り継いで会場まで出向くことがなくなりました。当会の女性部も、今年こそは事業を見直していきませんか？それには皆様のご協力がなくては始まりません。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、昨年11月1日、海老名市の市制施行50周年記念式典におきまして、女性部が今までにおこなったチャリティーバザー売上金



内野市長から鈴木部長へ感謝状 (海老名市 市制施行50周年記念式典)

の寄付が評価され、感謝状をいただきました。この場をお借りしてご報告させていただきますとともに、バザーにご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

結びに、生命の大切さ、皆様の事業の発展をご祈念し新年のご挨拶とさせていただきます。



青年部ニュース



部長 義兼 下田

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。本年も青年部をよろしくお願ひいたします。

まだまだ続く新型コロナウイルス感染症の影響で、残念な日々が続いていますが、昨年10月におこないました献血のお手伝いでは、

過去最高の献血者数56名を達成することができました。企業や学校などでの献血活動が見合わせになる中、少しでもお役に立ててよかったと思います。今後も引き続き、青年部の最重要活動として頑張っていきたい所存です。さて、今年も寅年です。寅年の人は、

「前向きでチャレンジ精神が強く、何事も強い信念と自信をもって挑んでいく傾向があります。行動力に加え、社交的なためリーダーに適していますが、自信家で負けず嫌いな性格から反感を買うこともあります。」

シベリア虎)といわれていて、大きいものは体長3m、体重350kgもあるそうです。加藤清正の朝鮮出兵での虎退治は、この虎と云われています。

また、今年「2023年から始まる『新時代』に向けた準備の年。情報収集して感性のアンテナを磨いたり、今まで行かなかった集まりに参加したり、新しいチャレンジをしたりして、自分の可能性を広げることが重要に。新型コロナをめぐる混乱も2022年の3月頃にはひと区切りつくかもしれません」と、ある有名占い師のかたが言っておりました。信じる信じないはともかく、確かにニューノーマル



やら新しい資本主義やら変革の途中にあるのは感じますね。ここ何年も混乱の中にあって心休まる日々が続きませんでしたが、今年こそはすべて好転してほしいものです。大和青色申告会も総合改革委員会を立ち上げ、会に関するすべてのことについて、横断的に意見を募り、理事会において改革すべき点を進言する方向で会議を開催しております。占いのように今年も2023年に向けた準備の年となりそうです。

支部と会員数

(令和3年11月20日 現在)

	支部数	会員数		支部数	会員数		会員数
大和北	13	908	農 業	4	1,116	準会員A	124
大和南	16	960	歯科医師	2	22	準会員B	164
座間	14	904	税理士	1	73		
海老名	14	776	事務局		167		
綾瀬	9	548	正会員計		5,474	準会員計	288

納税表彰

令和3年度

昨秋11月18日、大和税務署において納税表彰等の贈呈が行われ、当会関係者からは次の方々が永年の功労により表彰されました。心よりお祝い申し上げます。

◎大和税務署長表彰状



西内節夫
綾瀬市



佐藤忠子
大和市



◎大和税務署長感謝状



川島好三
綾瀬市



古木富美
大和市



松岡純二
大和市



八木隆行
大和市



保田豊
大和市

市からのお知らせ

会員の皆様におかれましては、日頃より税務行政につきまして、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

◆ 給与支払報告書の早期提出について

給与支払報告書を提出していただく時期が参りました。**令和4年1月31日(月)**が提出期限となります。個人住民税課税事務の円滑処理のため、**早期提出**にご協力をお願いいたします。

※ 令和3年1月1日より、eLTAXによる電子送信又は光ディスク(磁気テープ、磁気ディスクなど)による提出義務の判断基準が、1000枚以上から100枚以上に引き下げられましたのでご注意ください。

◆ 個人番号(マイナンバー)、法人番号の給与支払報告書への記載について

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の施行に伴い、給与支払報告書には**個人番号および法人番号の記載が必要となっています**。給与支払者、給与受給者、(源泉・特別)控除対象配偶者および扶養親族それぞれに記載が必要となりますので、お忘れのないようご注意ください。

◆ 個人住民税の特別徴収について

県内の全市町村と神奈川県は、法令の適正運用及び納税者の利便性向上のため、個人住民税の特別徴収完全実施を目指し、神奈川県統一基準を基本とする**要件に該当する全ての事業者を特別徴収義務者として随時、指定させていただきます**。引き続き、特別徴収推進にご協力をお願いいたします。

詳細につきましては、各市役所にご確認ください。

大和市役所 市民税課、座間市役所 市民税課、海老名市役所 市民税課、綾瀬市役所 課税課

会員の皆様からの寄稿

あおいろポスト



入谷第2支部
支部長
福田 亮

自転車で日本一周

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひ申し上げます。

昨年コロナ禍で、旅行もままならない年でしたが、新規感染者が徐々に減ってきた9月、サイク

リングで日本一周を始めました。座間から出発し、諏訪湖、安房峠、富山を経て能登半島へ。さらにそこから南下して岐阜まで走り、9月はそこで一旦終了。10月は岐阜から出発し、福井、丹後半島、兵庫、鳥取、島根、日本海沿いを山口まで走りました。11月、出かける前に自転車転倒し、右の太ももを強く打ってしまいました。医者からは安静にするよう言われましたが、宿などでも予約してあったので、無理を出発しました。山口から下関、小倉、国東半島を経て別府へ。そして、フェリーで四国に渡りました。山口からペダルを漕ぎ続けているうちに、ぶつけたところが化膿し



てしまったようで、破裂して出血し、香川の整形外科でドクターストップ。予定より2日早く徳島からフェリーで帰りました。帰宅後、近所の医者にも診てもらいましたが、「敗血症になると生命にもかかわる」と、強く注意されました。まだまだ日本一周には程遠いですが、70歳になる前には達成したいと思えます。あと2年!